

「三重県時短要請協力金（令和3年4月26日～令和3年5月11日）」について

1 協力金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、令和3年4月26日に改定する「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」による営業時間の短縮の協力要請に応じて、時短要請期間中（令和3年4月26日から5月11日）に要請対象となる店舗の時短営業に全面的に協力いただいた事業者に対して協力金を支給するものです。

(2) 対象となる事業者

以下の条件を満たす店舗を運営し、時短要請の全期間中、時短営業に協力していただいた事業者（大企業を含む）が対象となります。

① 対象期間

令和3年4月26日（月）から令和3年5月11日（火） 16日間

※店舗の準備期間として4月28日までの実施であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

② 主な支給要件

- ・ 県内の飲食店であること（酒類提供の有無は問いません）
- ・ 時短要請の全期間（4月28日までの実施開始であれば支給対象）・県内の全店舗において、時短営業に全面的に協力（※）すること
※全面的に協力とは、時短要請の全期間（店舗の準備期間として4月28日までの実施開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します）・全店舗において、午後8時から翌日午前5時まで営業を行わない（お客様にお帰りいただく）時短営業に協力いただくことをいいます。
- ・ 令和3年4月25日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること
- ・ 令和3年4月25日以前から、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- ・ 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること

〈対象外店舗の具体例〉

- ・ 宅配専門店、テイクアウト専門店、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー等は対象外
- ・ 旅館の宴会場等において、宿泊客のみに飲食を提供する場合は対象外

(3) 交付額

【中小企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度の売上高に応じて 2.5～7.5万円

【大企業】 1店舗1日あたり

前年度又は前々年度からの売上高減少額の4割（上限20万円※）

中小企業等においてもこの方式を選択可

※20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

(4) 相談窓口

三重県時短要請協力金相談窓口

電話番号 059-224-2247

受付時間 4月26日(月)から28日(水)は9時から20時まで
4月29日(木)以降は9時から17時まで

開設期間 4月26日(月)から5月11日(火)まで

※土日祝は除く(ただし、4月29日(木)、5月1日(土)、5月2日(日)は開設します。)

2 今後の予定

協力金申請受付等については、時短要請期間の終了後に改めて公表いたします。

なお、最新情報は県ホームページで更新いたしますのでご確認ください。

※要請期間中、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認が実施されます。

<参考>協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
中小企業等 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	(4月26日開始の場合) 支給総額	40万円	売上高10万円/日の場合 48万円 売上高20万円/日の場合 96万円	120万円

大企業 (売上高減少額) ※中小企業においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×0.4 (上限20万円※)
---------------------------------------	----	---

※20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額

〇 売上高方式【中小企業の場合】

